二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字宗賀字本山五四七〇の一四、五四七〇の一五、五五〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡飯綱町大字倉井字釜渕二二四八の一(次の図に示す部分に限る。)、二二四八の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡松川町上片桐五〇六〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
上片桐五〇六〇の二(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字湖南字笹原五三八九の一、五三九〇、五三九一の一、字堂ヶ入五四一一、五四一二の一、五四一三のイ、五四一三の口、五四一四、五四一五、五四一六のロ(次の図に示す部分に限る。)、五四一九の一、五四二〇の一、五四二一のイ、五四二二、五四二三、五四二四の一、五四二五の一、五四二六、五四二七、五四二八の一(次の図に示す部分に限る。)、五四二八の二、五四二九の一、五四三〇の一、五四三〇の二、五四三二から五四三六まで、五七五九から五七六五まで、五七六六のイ、字竜雲寺山五七六七の一(次の図に示す部分に限る。)、五七六七の三から五七六七の七まで、五七六七の九から五七六七の一三まで、五七六七の四三から五七六七の四六まで、五七六七のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市湊字薊久保二二四二から二二四五まで・二二五二・二二五三・二二五四の一・二二五四の二・二二五七・二二五八・二二六〇・二二六三・二二六五から二二六七まで(以上十五筆について次の図に示す部分に限る。)、二二一五、二二一六、二二三七から二二四一まで、二二四六から二二五一まで、二二五五、二二五六、二二五九の二、二二六一、二二六二、四五九九八、四五九九九の一から四五九九九の三まで、四六〇〇、四六一九の一、四六一九の二、四六一九のト、四六一九のチ、四六一九のリ、四六一九のル、字行峠二二三二の口、二二三六・字南久保薊久保五九一一の一から五九一一の三まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、五九一一の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字薊久保二二一五、二二三七から二二五三まで、二二五四の一、二二五四の二、二二五五から二二五八まで、二二五九の二、二二六〇から二二六三まで、二二六五から二二六七まで、四五九九八、四五九九九の一から四五九九九の三まで、四六〇〇、四六一九の一、四六一九の二、四六一九のト、四六一九のチ、四六一九のリ、四六一九のル、字行峠二二三二の口、二二三六、字南久保薊久保五九一一の二から五九一一の四まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県福山市鞆町後地字陰平二〇七の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。)